

議案第12号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

富津市長 佐久間 清治

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が施行されることに伴い、関連する規定を整備するとともに、一般職の職員に係る旅行雑費の廃止に伴う非常勤職員の旅行雑費の廃止、市税等の徴収体制を強化するための市税等徴収指導員の設置等をするため、条例の一部を改正するものである。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「日額」を「特別職の職員で、日額」に、「定められている者」を「定められているもの」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 一般職の職員の報酬は、月の初日から末日までの期間において、その職務を行った日の属する月の翌月に支給する。

第5条第1項各号を次のように改める。

- (1) 年額によりその額が定められている報酬 毎年度9月及び3月にそれぞれ2分の1の額を支給する。
- (2) 月額によりその額が定められている報酬 常勤の一般職の職員の例による。
- (3) 日額によりその額が定められている報酬 支給の事由が生じたときに支給する。

第5条第2項中「毎月15日」を「毎月21日」に改め、同項ただし書中「その月の15日が非常勤の職員の勤務条件等に関する条例」を「当該支給期日が非常勤の一般職の職員の勤務条件等に関する条例」に改め、同条第3項中「数か月」を「数箇月」に改める。

第7条第3項第1号中「1か月」を「1箇月」に、「とき」を「とき。」に改める。

第8条第2項中「100分の49」を「、100分の49を」に、「100分の73」を「、100分の73」に、「6か月」を「6箇月」に改め、同項第2号中「5か月」を「5箇月」に改め、同項第3号中「3か月」を「3箇月」に、「5か月」を「5箇月」に改め、同項第4号中「1か月以上3か月」を「1箇月を超える3箇月」に改め、同条第3項中「3か月」を「3箇月」に、「1か月」を「1箇月」に改め、同条に次の1項を加える。

4 付加報酬の支給期日及び支給方法については、常勤の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給期日及び支給方法の例による。

第9条第2項中「、食卓料及び旅行雑費」を「及び食卓料」に、「及び第17条から第18条の2まで」を「、第17条及び第18条」に改め、同条第4項中「負担する者」

を「負担するもの」に、「使用する者」を「使用するもの」に、「常勤の一般職の職員」を「、常勤の一般職の職員」に改める。

附則に次の1項を加える。

(一般職の職員の報酬に関する特例措置)

3 当分の間、別表第2備考1(1)中「第11条の2に定める地域手当及び同条例第13条に定める特殊勤務手当」とあるのは、「第13条に定める特殊勤務手当」とする。

別表第1中「第1条の2第1号・第2条第1項」を「第1条の2、第2条関係」に、

「

「

月額	72,000円	月額	58,000
----	---------	----	--------

」を

」に、

「

教育委員会委員長	月額	41,000
教育委員会委員	月額	35,000

」を

「

教育委員会委員	月額	35,000
---------	----	--------

」に、

「155,000」を「124,000」に、「1,200」を「600」に、

「

母子・父子自立支援員	月額	60,000
------------	----	--------

」を

「

母子・父子自立支援員	月額	60,000
鳥獣被害対策実施隊員	1回	2,000

」に、

「

選挙立会人	1回	8,800
-------	----	-------

」を
「

選挙立会人	1回	8,800
市税等徴収指導員	1日	18,000

」に改める。

別表第2中「第1条の2第2号及び第2条第2項」を「第1条の2、第2条関係」に改め、「保健師」の次に「、主任介護支援専門員」を加え、「、介護支援専門員」を削り、「100円」を「10円」に、「10円」を「1円」に、「22日分」を「、21日分」に、「22で」を「21で」に、「1円」を「10円」に、「小数点第一位」を「1円の位」に改める。

別表第3中「第9条第4項」を「第9条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第9条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正前の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1（教育委員会委員長の項に限る。）の規定は、なおその効力を有する。